



平成29年7月6日

総合政策局運輸審議会審理室

## 国土交通大臣から運輸審議会に諮問された 「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な 方針の改正」について答申しました

平成29年5月30日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、諮問された案を一部修正して改正することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです）。

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表しています。

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00\\_sg\\_000021.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html)

### [運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局 運輸審議会審理室 吉元

（代表）03-5253-8111（内線 53515）

（直通）03-5253-8810（FAX）03-5253-1676

### [諮問事案に関する問合せ先]

大臣官房 運輸安全監理官室 吉岡

（代表）03-5253-8111（内線 22-052）

（直通）03-5253-8797（FAX）03-5253-1531

事案の種類	安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正
事案の内容	鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運業法及び航空法の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針について改正する。
運輸審議会答申	諮問された案を一部修正して改正することが適当である。